

## 国民投票運動CMの「自主規制」に関する考え方について

先般、民放連は、国民投票法の規制対象となる、いわゆる「国民投票運動CM」に関して、民放連として統一的に量の自主規制を行う合理的な理由が見出せないことを表明いたしました。これに対して、「かつて民放連は国会で自主規制すると約束していたのではないか」との指摘がありました。

指摘は、平成18年に、衆議院・日本国憲法に関する調査特別委員会（以下、「委員会」）に民放連が参考人として出席した際の発言を踏まえたものであると思われますので、当時の発言の前提や趣旨について、この機に改めて下記のとおり説明いたします。

なお、当時審議されていた国民投票法案では、国民投票運動CMの放送禁止期間は7日間であり、出席した民放連参考人は、民放における広告審査実務を説明したうえで、投票日前の広告制限が放送にのみ定められていることに違和感を表明、法律によって禁止するのではなく、放送事業者の自主的な判断に任せるべきである旨を一貫して主張しました。法案はその後、放送禁止期間を14日に延長して可決、成立しました。

### 記

- 平成18年6月1日の委員会において、民放連参考人が「自主規制はできません。やらなければいけないというふうに思っております」と発言しました。これは同参考人への質問で、「1週間の規制そのものもある意味では反対をされておられるわけでもありますから、そうしたお取り組みが本当に可能なのかどうか伺いたい」と問われたことに対し、「広告放送を法律によって禁止することには反対である」旨を述べたうえで行った発言であり、その趣旨は「CMに関する法規制は不要であり、民放事業者の自主・自律の取り組みに任せてほしい」との民放連の基本的な考え方を示したものです。
- また、この「自主・自律による取り組み」をもって「国民投票運動CMの量の自主規制をすると約束した」と解釈する向きがありますが、これは放送法第4条で定める「政治的に公平であること」等の規定について、放送事業者が

番組・広告を含めて放送全体の中で自主的、自律的に取り組む旨を改めて強調したものであり、CMの法規制に加えて、量の自主規制を行うことを述べたものではありません。その意味からも、その後、民放連は、平成18年11月7日の衆議院・日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会に出席した際には「ルールづくり」という表現を使って説明を行っています。

- 民放連は、民放連として統一的に量の自主規制を行う合理的な理由が見出せないことを表明した際に、引き続き、国民投票運動に関する番組・CMの取り扱いを放送事業者が自主的・自律的に判断するにあたっての審査上の具体的な留意点などについて検討を進めていくことを併せて表明していますが、この検討作業は、上記の「ルールづくり」に該当するものです。
- 以上のように、平成18年当時の一連の国会審議のなかで、民放連参考人が繰り返し強調したことや、国民投票法が成立した際の会長コメントは、憲法改正という重要な事柄について、国民に多様で多角的な論点や、考えるための材料をわかりやすく伝えるという放送の使命を基礎に、自律的な枠組みを考えたいということを述べたものです。
- また、冒頭でもふれたとおり、国会は国民投票法案にある広告規制を削除するのではなく、禁止期間を7日間から14日間に延長する判断を下しました。繰り返しになりますが、民放連の当時の主張は、「一切の法規制を排して自主規制に委ねるべきである」との点を主眼に発言したものであり、「CMの放送禁止という法規制に加えて、量的な自主規制を行う」ことを前提としたものではありません。

以 上